

厚木市学校整備基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）第36条第6号及び厚木市住みよいまちづくり条例施行規則（平成15年厚木市規則第53号）第33条第6号の規定に基づき、学校整備について必要な事項を定めるものとする。

(立地の条件)

第2条 事業者が確保する学校用地（以下「用地」という。）の立地の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 開発区域内で利便性があり、一団で平坦な用地
- (2) 2辺以上が公道に接し、1辺は幅員12メートル以上の公道に接する用地

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる基準によりがたいときは、別に厚木市教育委員会と協議するものとする。

(用地の面積)

第3条 事業者が確保する学校用地の面積は、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令（昭和33年政令第189号）第3条第1号並びに小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）とする。なお、学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第4条の別表に規定する給食調理場の面積以上を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に掲げる基準によりがたいときは、別に厚木市教育委員会と協議するものとする。

(その他)

第4条 事業者は、前2条に定めるもののほか、必要な事項について、厚木市教育委員会と協議をするものとする。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。